

3月は若者向け悪質商法被害防止キャンペーン期間

若者を狙う悪質商法ではSNS等を悪用した手口が増加しています。市では東京都と連携して、若者への注意喚起や相談の呼びかけを実施します。誰もが悪質商法の被害に遭う可能性がありますので、困ったときは一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

【若者のトラブル110番の実施】

時3月12日(月)、13日(火) 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)
対市内在住・在勤・在学の29歳以下の方
申直接、相談窓口へ

■相談窓口消費生活相談室 (市役所第二庁舎4階) FAX 042-384-4999
■関経済課消費生活係 (042-387-9831)

多重債務110番

一人で悩まず、気軽に相談ください。事前予約は不要です。

時3月5日(月)、6日(火) 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)

■相談窓口消費生活相談室 (市役所第二庁舎4階) FAX 042-384-4999
■関経済課消費生活係 (042-387-9831)

ハローワークによるお仕事探しの相談会ーハローワークが小金井市にやってくるー

就職に関する相談はもちろ

んのこと、希望する求人にも現場で応募も可能です。

時3月9日(金) 午後1時～4時

■所市民会館・萌え木ホール 申当日直接会場へ
■関経済課産業振興係 (042-387-9831)、ハローワーク立川 (042-525-8607)

小口事業資金融資あっせん制度 年度末の申し込みはお早めに

市では、商工業者(法人・個人)が必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう、市と契約した金融機関へ融資のあっせんを行っています。

申し込みは、随時、受け付けていますが、年度末は信用保証機関への保証申込が集中するため、早めにお申し込みください。

生産緑地指定申請の事前相談受け付け

市では、現地調査のうえ、生産緑地地区の指定申請を受け付けます。

なお、平成29年6月に施行された改正生産緑地法により、生産緑地地区の下限面積を条例で300平方メートルまで引き下げました。

また、同一所有者の農地等が一体として緑地機能を果たす場合は、個々の下限面積をおおむね100平方メートルとすることが農地法による転用届出がされた場合でも指定対象にできるよう緩和しました。

指定を希望する方は、事前

に連絡のうえ、環境政策課(市役所第二庁舎4階)へお越しください。

■相談期間3月5日(月)～16日(金)

■関環境政策課緑と公園係 (042-387-9860)

食品の放射能を測定

時毎週水曜日(1日2件まで)

■所上之原会館 内セシウム134とセシウム137の合計数値(ベクレル)

■測定者市放射能測定器運営連絡協議会

■測定結果協議会から申込者に直接通知します

申電話で経済課へ予約し、後日、指定日の午前9時に食品約200cc(細かく砕いた状態)を直接持参してください

■関経済課消費生活係 (042-387-9831)



子ども家庭支援センター

【①あぷりここと】

自分の子育てや気持ちを支え返るグループワークです。

時4月11日、5月9日、6月13日、7月11日、9月12日、いずれも水曜日午前10時～11時30分(全5回) 対未就園児と保護者定8組(多数抽選)

■他保育あり

■②1歳児のお母さんのグループワーク

「いやだいやだのおとしご

ろ」をテーマにミーティング形式で子どもへのかかわり方を考えます。

時4月13日、5月11日、6月8日、7月13日、9月14日

▽4月20日、5月18日、6月15日、7月20日、9月21日いずれも金曜日午前10時～11時15分(全5回) 対平成28年5月～29年1月生まれのお子さんと保護者定各8組(多数抽選) 他保育あり

【③カルガモ教室】

親子の触れ合い遊びや親子士の交流を通じ、子どもへのかかわり方を学びます。

時4月25日、5月23日、6月27日いずれも水曜日午前10時～11時30分(全3回) 対平成29年2月～6月生まれの乳幼児と保護者定14組(多数抽選)

■④講座保育ボランティア募集 保育付き講座で、保育(1～2歳)のボランティアをしていただける、子どもが好きな方を募集します。

時4月～平成31年2月午前10時～11時30分(月1～2回程度) ボランティア期間は相談可。事前ミーティングあり

◇共通◇

■子ども家庭支援センター申

3月14日まで(④は随時)に電話または直接、同センター(042-321-3141) 月曜・日曜・祝日を除く

若者向け環境講座 野菜の美味しさを発見隊

時3月21日(祝) 午前10時～正午 所環境学習館 酒井玲奈さん(保育力研究所共同代表) 対小学校1～3年生の児童と

保護者定8組(申込順) 申3

月1日から、電話または直接、環境政策課環境係(市役所第二庁舎4階) 042-387-9817へ

幼児のためのおはなし会

時3月25日(日) 午前11時～11時30分 所公民館東分館 3歳以上の未就学児と保護者(幼児のみ可) 申当日直接会場へ 関図書館東分室 (042-383-4550)

ひがし子ども囲碁教室

時4月7日～平成31年3月30日の土曜日午前10時～正午(全50回) 所公民館東分館 小金井うらの会 対市内在住・在学の小学生定10人(多数抽選) 他レベル別のクラス編成指導です 申3月20日(必着) までに、往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・学校名・新学年・電話番号を明記し、公民館東分館「ひがし子ども囲碁教室」(〒184-0001 東町1-39-1) 042-384-4220へ

子どもの笑顔をみんなで守る 虐待かな?と思ったら (通告・相談) 連絡は匿名で行うことも可能です

・連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます

▽子ども家庭支援センター(相談窓口) 042-321-3146 月曜～土曜 午前9時～午後5時

▽児童相談所全国共通ダイヤル (緊急時) 1189

※お近くの児童相談所につながります ※0189がつながらない場合は、0570-064-000へ



ご利用ください 生活困窮者 自立相談窓口

経済的に困りの方を対象に、支援員が相談者と共に必要な支援を考え、支援プランを作成するほか、家計管理や債務整理に関する相談支援も行っています。

また、離職等により住居を失うおそれのある方等には、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

■相談窓口自立相談サポートセンター(本町5-36-17 社会福祉協議会内) 042-386-0295 関地域福祉課生活福祉係 (042-387-9840)

生活にお困りのときは 生活保護制度

病気やけが、さまざまな障がい等のために生活に困っている人に、生活保護法に基づき最低生活の保障と、自分の力または他の方法で再び生活できるようにするまでの間、自立の手助けをします。

生活保護は、その世帯の収入が国で定める最低生活費を下回る場合に、その不足分を保証する制度です。

働いて得た給料、年金、各種手当、仕送りなどを合計してもなお、最低生活費に満たない場合、その不足分が保護費として支給されます。

一人で思い悩むより、早め

にご相談ください。

共同募金運動のお礼

社会福祉協議会では、赤い羽根共同募金運動(平成29年10月)および歳末たすけあい運動(同年12月)を実施いたしました。

市民の皆さんのご協力により、赤い羽根共同募金運動に208万円、歳末たすけあい運動に577万円の募金が寄せられました。ご協力ありがとうございました。

赤い羽根共同募金は、地域の社会福祉施設のために、歳末たすけあい募金

は、在宅要介護者世帯見舞品、在宅障害者成人祝品、被保護家庭児童入学祝品、また年間を通じた地域福祉活動費として活用させていただきます。

■関社会福祉協議会 (042-386-0294)

介護予防相談会

時3月15日(木) 午後1時30分～3時30分 所桜町高齢者在宅サービスセンター(桜町1-9-15) 対65歳以上の方で、要支援・要介護の認定を受けていない方

■対象地域本町2・3丁目、桜町1・3丁目、梶野町、関野町、緑町 定5人(申込順) 申3月1日から、電話で小金井きた地域包括支援センター(042-388-2440)へ

掲載内容の詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

